

## 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 温泉の保護等（第三条・第十四条）

第三章 温泉の採取に伴う災害の防止（第十四条の二・第十四条の十）

第四章 温泉の利用（第十五条・第三十一条）

第五章 諮問及び聴聞（第三十二条・第三十三条）

第六章 雜則（第三十四条・第三十七条）

第七章 罰則（第三十八条・第四十三条）

附則

## 第一章 総則

**（目的）** この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## （定義）

**第二条** この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

## 第二章 温泉の保護等

## （土地の掘削の許可）

**第三条** 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

**2** 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。

## （許可の基準）

**第四条** 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

**一** 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。

**二** 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

**三** 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。

**四** 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

**五** 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

**六** 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

**2** 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

**3** 前条第一項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。（許可の有効期間等）

**第五条** 第三条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。

**2** 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他を得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該

許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。

## （土地の掘削の許可を受けた者である法人の合併及び分割）

**第六条** 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る掘削の事業の全部を承継する場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

**2** 第四条第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。）及び第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る掘削の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

## （土地の掘削の許可を受けた者の相続）

**第七条** 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る掘削の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る掘削の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

**2** 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に對してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してものみなす。

**3** 第四条第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、第一項の承認について準用する。

**4** 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第三条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

## （掘削のための施設等の変更）

**第七条の二** 第三条第一項の許可を受けた者は、掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方針について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならぬ。

**2** 第四条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。（工事の完了又は廃止の届出等）

**第八条** 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る掘削の工事を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

**2** 前項の規定による届出があつたときは、第三条第一項の許可は、その効力を失う。

**3** 都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る掘削の工事を完了し、若しくは廃止したとき、又は同項の許可を取り消したときは、当該完了し、若しくは廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該完了若しくは廃止又は取消しの日から二年間は、その者が掘削を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

## （許可の取消し等）

**第九条** 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。



2	相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十四条の二第一項の許可是、その相続人に對してしたものとみなす。
3	第四条第二項及び第十四条の二第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の承認について準用する。
4	第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十四条の二第一項の許可を受けた者の地位を承継する。
5	<b>第十四条の五</b> 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の確認を受けることができる。
6	第四条第二項の規定は、前項の確認について準用する。
7	都道府県知事は、次に掲げる場合には、第一項の確認を取り消さなければならない。
8	一 第一項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。 二 第一項の確認に係る温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が同項の環境省令で定める基準を超えるに至つたと認めること。
9	（確認を受けた者の地位の承継）
10	<b>第十四条の六</b> 前条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を譲渡し、又は同項の確認を受けた者について相続、合併（同項の確認を受けた者である法人と同項の確認を受けた者でない法人の合併であつて、同項の確認を受けた者である法人が存続するものを除く。）若しくは分割（当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該確認に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の確認を受けた者の地位を承継する。
11	前項の規定により前条第一項の確認を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
12	（温泉の採取のための施設等の変更）
13	<b>第十四条の七</b> 第十四条の二第一項の許可を受けた者は、温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
14	（温泉の採取のための施設等の変更）
15	第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。
16	（温泉の採取の事業の廃止の届出等）
17	<b>第十四条の八</b> 第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認を受けた者は、当該許可又は確認に係る温泉の採取の事業を廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところによつて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
18	前項の規定による届出があつたときは、第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認は、その効力を失う。
19	都道府県知事は、第十四条の二第一項の許可若しくは第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該許可若しくは確認に係る温泉の採取の事業を廃止したとき、又は第十四条の二第一項の許可を取り消したときは、当該廃止した又は当該許可を取り消された者に対し、当該廃止又は取消しの日から二年間は、その者が温泉の採取を行つことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
20	<b>第十四条の九</b> 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を取り消すことができる。

1	第十四条の二第一項の許可に係る温泉の採取が同条第二項第一号に該当するに至つたとき。
2	第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。
3	第十四条の二第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。
4	都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を受けた者に対する、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
5	<b>第四章 温泉の利用</b>
6	（温泉の利用の許可）
7	<b>第十五条</b> 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
8	2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。
9	一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二 第三十二条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
10	三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
11	4 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。
12	（温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割）
13	<b>第十六条</b> 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。
14	第四条第二項及び前条第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。
15	<b>第十七条</b> 第十五条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

- 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に對してした第十五条第一項の許可是、その相続人に対してもとのとみなす。
- 3 第四条第二項及び第十五条第二項（第三号に係る部分を除く。）の規定は、第一項の承認について準用する。
- 4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。
- （温泉の成分等の掲示）
- 第十八条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。
- 一 温泉の成分
  - 二 禁忌症
  - 三 入浴又は飲用上の注意
  - 四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの
- 2 前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第一項の規定による掲示の内容を変更しなければならない。
- 4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による掲示をし、又はその内容を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。
- （温泉成分分析を行う者の登録）
- 第十九条 温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設（以下「分析施設」といいう。）について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならなければならぬ。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 分析施設の名称及び所在地
  - 三 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能
  - 四 その他環境省令で定める事項
- 3 都道府県知事は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。
- 一 前項第三号に掲げる事項が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。
- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二十五条（第三号に係る部分を除く。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

- 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に對してした第十五条第一項の許可是、その相続人に対してもとのとみなす。
- 3 第四条第二項及び第十五条第二項（第三号に係る部分を除く。）の規定は、第一項の承認について準用する。
- 4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。
- （温泉の成分等の掲示）
- 第十八条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。
- 一 温泉の成分
  - 二 禁忌症
  - 三 入浴又は飲用上の注意
  - 四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの
- 2 前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第一項の規定による掲示の内容を変更しなければならない。
- 4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による掲示をし、又はその内容を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。
- （温泉成分分析を行う者の登録）
- 第十九条 温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設（以下「分析施設」といいう。）について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならなければならぬ。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 分析施設の名称及び所在地
  - 三 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能
  - 四 その他環境省令で定める事項
- 3 都道府県知事は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。
- 一 前項第三号に掲げる事項が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。
- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二十五条（第三号に係る部分を除く。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- （地域の指定）
- 第二十九条 環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設（温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。）の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

(改善の指示)

**第三十条** 環境大臣又は都道府県知事は、前条の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に關し必要な指示をすることができる。(許可の取消し等)

**第三十一条** 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 公衆衛生上必要があると認めるとき。

二 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十五条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

四 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第四条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 第五章 詮問及び聴聞

(審議会その他の合議制の機関への諮問)

**第三十二条** 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項(第十一條第二項又は第三項において準用する場合を含む)、第九条(第十一條第二項又は第三項において準用する場合を含む)、第十一條第一項又は第十二條の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聽かなければならない。

(聴聞の特例)

**第三十三条** 都道府県知事は、第九条第二項(第十一條第二項又は第三項において準用する場合を含む)、第十二条、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九条(第十一條第二項又は第三項において準用する場合を含む)、第十二条、第十四条の九又は第三十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

## 第六章 雜則

(報告徵収)

**第三十四条** 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分又は利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。(立入検査)

**第三十五条** 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削若しくは温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2 第二十八条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(鉱山保安法との関係)

**第三十五条の二** 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項の鉱山(可燃性天然ガスの掘採が行われるものに限る。次項において「天然ガス鉱山」という。)における温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘についての第四条第一項第二号及び第十一条第二項の規定の適用については、同号中「当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものである」とあるのは「鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第五条の規定に従つた鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置が講じられていない」と、同項中「第四条」とあるのは「第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第四条並びに」と、「から第八条まで」とあるのは「第七条並びに第八条第一項及び第二項」と「同項」とあるのは「前項」と、「第九条の二」の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する」とあるのは「準用する」と、「第四条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第四条第一項第一号及び第三号」と、「第七条の二第一項、第八条第一項及び第三項」とあるのは「第八条第一項」と、「第九条の二中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条」とあるのは「前条」とする。

2 天然ガス鉱山においては、第七条の二、第八条第三項及び第九条の二並びに第三章の規定は、適用しない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

**第三十六条** 第四章、第三十三条第一項(第二十二条第二項の規定による処分に係る部分に限る)、第三十四条(温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徵収に係る部分を除く)、第三十五条第一項(温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第一項の政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」という。)又は特別区の長が行うこととすることができる。  
2 保健所を設置する市又は特別区の長は、前項に規定する事務に係る事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

## 第七章 罰則

**第三十七条** この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

## 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで土地を掘削した者
  - 2 第九条の二(第十一條第二項において準用する場合を含む)又は第十四条の十の規定による命令に違反した者
  - 三 第十一条第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉の湧出路を増掘し、又は動力を装置した者
  - 四 第十四条の二第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉の採取を業として行つた者
- 2 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。
- 第三十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- 1 第七条の二第一項(第十一條第二項において準用する場合を含む)の規定に違反して、許可を受けないで掘削若しくは増掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削若しくは増掘の方針について重要な変更をした者

- 二 第八条第三項（第十一條第二項において準用する場合を含む。）、第九条第二項若しくは第十一条（これらの規定を第十一條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十二条、第十四条の八第三項、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令に違反した者
- 三 不正の手段により第十四条の五第一項の確認を受けた者
- 四 第十四条の七第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について重要な変更をした者
- 五 第十五条第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉を公共の浴用又は飲用に供した者
- 六 第十九条第一項の規定に違反して、登録を受けないで温泉成分分析を行つた者
- 七 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けた者
- 第四十条 第十八条第五項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第八条第一項（第十一條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の八第一項、第十八条第四項又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 三 第十八条第二項の規定に違反した者（前号の規定に該当する者を除く。）
- 四 第十八条第三項の規定に違反して、温泉成分分析を受けず、又は掲示の内容を変更しなかつた者
- 五 第二十七条の規定に違反した者
- 六 第二十八条第一項又は第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 七 第二十八条第一項又は第三十五条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第三十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
- 一 第十四条の六第二項又は第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十四条の規定に違反した者
- 附 則 抄
- この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則（昭和二十四年五月二十四日法律第一〇三号）
- この法律は、昭和二十四年五月二十五日から施行する。
- 附 則（昭和二十五年三月三一日法律第三四号）
- この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和四六年五月三一日法律第八八号） 抄
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。
- （経過措置）
- 第四十一条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律、農薬取締法、温泉法、工業用水法、自然公園法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、公害防止事業団法、大気汚染防止法、騒音規制法、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法、水質汚濁防止法又は農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（以下「整理法」という。）の規定により國の機関がした許可、認可、指定その他の行為は、この法律による改正後の整理法の相当規定に基づいて、相當の國の機関がした許可、認可、指定その他の行為又は通知その他の行為とみなす。
- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の整理法の規定により國の機関に対してされて申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の整理法の相当規定に基づいて、相當の國の機関に対しされた申請、届出その他の行為とみなす。

- 第一条 この法律は、平成五年一月一〇日法律第八三号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ當該号に定める日から施行する。
- 一から四まで 略
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ當該号に定める日から施行する。
- （その他の处分、申請等に係る経過措置）
- 第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、當該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でのこの法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行なうべき者（以下この条において「申請等の行為」という。）の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により從前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
- 第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
- 附 則（平成五年一月一〇日法律第八九号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(詰問等がされた不利益処分に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの詰問その他の求めがされた場合は、当該詰問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聽聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聽聞、聽問若しくは聽聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

**第十五条** 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一〇年五月八日法律第五四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(政令への委任)

**第九条** 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る)、二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定(温泉法の一部改正に伴う経過措置))

(温泉法の一部改正に伴う経過措置)

二 第十条第一項の規定による承認を受けた都道府県知事の处分は、第三十九条の規定による改正後の温泉法(次項において「新温泉法」という。)第十条第一項の規定による協議を行った都道府県知事の处分とみなす。

この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務

として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第一百六十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定について)は、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等

の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

**第二百六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

**第二百六十三条** 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

**第二百六十四条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

(罰則に関する経過措置)

**第二百六十五条** この附則に規定するものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する経過措置を含む。は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百六十六条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百六十七条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 法律第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

**附 則** (平成一三年六月二七日法律第七二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(掘削等の許可に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法（以下「旧法」という。）第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けている者に係る当該許可については、この法律による改正後の温泉法（以下「新法」という。）第五条（新法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、旧法第五条（旧法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、新法第二十九条第一項中「第七条」とあるのは、「温泉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十二号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の第五条（同法による改正前の第八条第二項において準用する場合を含む。）第七条」とする。

(温泉の成分等の掲示に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けている者に対する新法第七条第一項（新法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しには、この法律の施行前に生じた事由について、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十二条第二項の許可を受けている者に対する新法第二十七条第一項の規定による許可の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、な(温泉の成分等の掲示に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十三条第一項の規定によりされている掲示については、新法第十一条第二項及び第三項の規定は適用しない。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成一九年四月二五日法律第三一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。(温泉成分分析に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定による掲示が、温泉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十二号）附則第五条の規定の適用を受けて、旧法第十四条第二項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析の結果に基づかないでされていた場合であつて、当該掲示が、同項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析と同等以上の信頼性を有するものとして環境省令で定める温泉の成分についての分析及び検査の結果に基づいてされていた場合は、当該分析及び検査を同項の登録分析機関の行った同項の温泉成分分析とみなして、この法律による改正後の温泉法（以下「新法」という。）第十八条第二項及び第三項の規定を適用する。

2 新法第十八条第三項の規定は、この法律の施行の際現に温泉を公共の浴用又は飲用に供している者であつて、平成二十一年十二月三十一日までに同項の規定に基づき同条第二項の温泉成分分析を受けなければならないこととなるものについては、同日までは、適用しない。(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一九年一一月三〇日法律第二二号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 附則第六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にこの法律による改正前の温泉法（以下「旧法」という。）第三条第一項又は第十二条第一項の規定によりされた土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)

(検討)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(掘削等の許可に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の温泉法（以下「旧法」という。）第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けている者に係る当該許可については、この法律による改正後の温泉法（以下「新法」という。）第五条（新法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、旧法第五条（旧法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、新法第二十九条第一項中「第七条」とあるのは、「温泉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十二号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の第五条（同法による改正前の第八条第二項において準用する場合を含む。）第七条」とする。

(温泉の採取に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の許可を受けて土地を掘削している者又は旧法第十二条第一項の許可を受けて温泉のゆう出路を増掘している者（この法律の施行後に前条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含む。次項において「許可掘削者等」という。）については、この法律による改正後の温泉法（以下「新法」という。）第七条の二（新法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第四条 この法律の施行前に旧法第三条第一項の許可に係る掘削若しくは旧法第十二条第一項の許可に係る増掘の工事を完了し、若しくは廃止した者又は旧法第三条第一項若しくは第十二条第一項の許可を取り消された者については、新法第八条第三項（新法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(温泉の採取に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に温泉源からの温泉の採取を業として行っている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月間（当該期間内に新法第十四条の二第一項の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間）は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該温泉の採取を業として行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

第六条 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、施行日前においても、新法第十四条の五第一項及び第二項の規定の例により、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日において同条第一項の規定により都道府県知事の確認を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一「公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）」の項及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第四条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十一条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百四条、第一百十条（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十四条、第一百二十一条（都市再開発法第百三十三条の改正規定に限る。）、第一百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。）、第一百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法百条の改正規定に限る。）、第一百四十三条、第一百四十七条（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。）、第一百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百九十七条、第二百九十九条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。）、第一百五十三条、第一百五十五条（都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十二条第一項の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二十二条の改正規定に限る。）、第一百五十九条、第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化等に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されているときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第一百六十三条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百七十五条及び第一百八十六条（ボリ塩化ビフエニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。）、第九十一条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第九十三条、第九十五条、第一百十一条、第一百十三条、第一百十五条及び第一百八条の規定（罰則に関する経過措置）

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 各号に定める日から施行する。

一〇〇ミリグラム以上

二 物質 左に掲げるもののうち、いづれか一）

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄